

2019「助けて！ゴールドクラブ」のふり返りと今後 善意のクラスターづくり

2019（令和元）年度報告

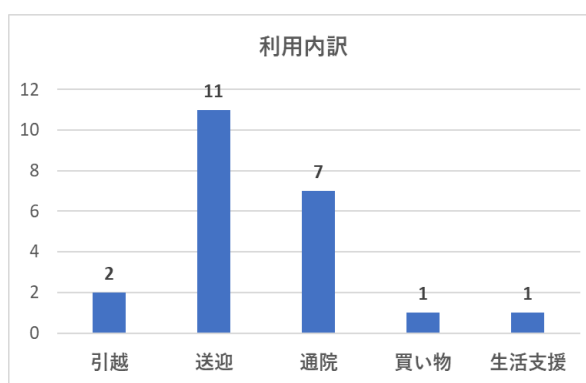
体制

3/31 現在 会員 10 名

会長	佐藤
副会長	徳山
事務局長	山下
監事	古賀

実績

引越	2
送迎	11
通院	7
買い物	1
生活支援	1
合計	22



収支

収入			支出		
収入内訳	円	人	日付	金額	距離
会費	4,000	8	10月23日	6,000	200
寄付金	12,500	4	3月31日	2,220	74
利用料他	500	1	計	8,220	274
R2会費	500	1			
計	17,500	14	残高（繰り越し）		
				9,280	

2020（令和2）年度計画・・・善意のクラスターづくり

体制

前年度踏襲します。

実施計画

月2件程度予定（R2.4～5月現在で、5件済み）

収支計画

新年度会費8人分4,000円追加で、繰り越しもあり十分賄えます。


方向性

- ① 10人程度の範囲内で相互扶助します。賠償責任は免除願います。
- ② 10世帯程度の会が、いくつもできると理想です・・・

助けて！ゴールドクラブ規約

- 第1条(名称) この団体は『助けて！ゴールドクラブ』とする
- 第2条(所在地) この団体を次の所在地に置く。
〒861-2235 上益城郡益城町福富
- 第3条(目的) この団体は、町民のこころの復興を手助けすることを目的とする。
- 第4条(構成員) この団体の構成員は、益城町町民を主な対象とするが、限定しない。
- 第5条(会費) **会員年会費は一人500円とする。サポーター会員会費は免除する。**
- 第6条(役員) この団体は次の役員を置く。
会長1名 副会長1名 事務局長(会計事務)1名 監事1名
- 第7条(執行機関) 役員会をもって執行機関とする。
- 第8条(運営) 団体は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第9条(総会) 毎年度初めに総会を開く。
- 第10条(財務) 活動に必要な資金については会計(事務局長)が適切に管理を行い、定期的に会長の閲覧を受けるものとする。
- 第11条(改正) この規約は、構成員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第12条(設立年月日) 本会の設立年月日は、平成30年4月1日とする。
- 第13条(規約施行日) 本会則は、平成30年4月1日より施行する。

* 得意な分野で、社会貢献しませんか。

「新たなお申込みの方」用	
申込日	
ふりがな	
氏名	
住所	〒
	
損害賠償	利用者・従事者とも、作業中の事故(物品・人身)の保証はありません。ご了解の上、ご利用ください。